

## 港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部改正について

多子世帯の保護者の保育料負担を軽減するため、港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の規定の一部を改正します。

### 1 改正理由

東京都が、令和元年10月から小学生以上の兄又は姉がいる世帯の保育料の負担軽減の補助制度を開始したことを踏まえ、認定こども園及び保育園等に係る多子世帯の保育料負担の軽減を図るものです。

### 2 改正内容

#### 多子世帯の保育料負担の軽減

保育料を負担している世帯に小学生以上の兄又は姉がいる場合における保育料について、保育園に在園している児童がその世帯の2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料とします。

### 3 施行期日

公布の日（令和元年10月分以後の保育料について適用）